

福井県報

第 416 号

令和 8 年
9 月 1 日 (火)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※福井県漁業調整規則の一部を改正する規則（４３・水産課）…………… 2

告 示

- 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧（４０８・農村振興課）…………… 3
- 令和８年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面積の
限度の公表（４０９・森づくり課）…………… 4
- 建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等の一部を改正する告示（
４１０・土木管理課）…………… 4
- 高さ指定道路の指定（４１１・道路保全課）…………… 4
- 道路の位置の指定（４１２・丹南土木事務所）…………… 5

公 告

- 「福井県薬剤師総合情報ポータルサイト」構築・運用・保守業務に関する公募型プ
ロポーザルの実施について（医薬食品・衛生課）…………… 5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定（家畜保健衛生所）…………… 7
- 公共測量の実施（土木管理課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（小浜土木事務所）…………… 7
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定（２件・会計課）…………… 7
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定（教育政策課）…………… 8

教育委員会告示

- 令和９年度福井県立高志中学校入学選抜に関する募集要項（４・高校教育課）… 8

規 則

福井県漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第43号

福井県漁業調整規則の一部を改正する規則

福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（禁止期間等）			（禁止期間等）		
第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権またはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。			第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権またはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。		
水産動物	禁止期間	禁止区域	水産動物	禁止期間	禁止区域
1～9 (略)	(略)	(略)	1～9 (略)	(略)	(略)
10 (略)	(略)	(略)	10 (略)	(略)	(略)
<u>11 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>11 あまご（全長10センチメートル以下のものに限る。）</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>	<u>内水面</u>
<u>12 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>12 あまご（全長10センチメートルを超えるものに限る。）</u>	<u>1月1日から1月31日までおよび10月1日から12月31日まで</u>	<u>内水面</u>
<u>13 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>13 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>14 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>14 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>15 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	<u>15 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>16 さくらます（やまめを含む。以下同じ。）（全長15センチメートル以下のものに限る。）</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>	<u>内水面</u>	<u>16 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
			<u>17 (略)</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
			<u>18 ます（全長15センチメートル以下のものに限る。）</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>	<u>内水面</u>

17 さくらます（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	1月1日から1月31日までおよび10月1日から12月31日まで	内水面
---------------------------------	---------------------------------	-----

2 何人も、さけまたはさくらますの産んだ卵を採捕してはならない。

3 （略）

19 ます（にじますを除く。全長15センチメートルを超えるものに限る。）	1月1日から1月31日までおよび10月1日から12月31日まで	内水面
--------------------------------------	---------------------------------	-----

2 何人も、さけまたはます（にじますを除く。）の産んだ卵を採捕してはならない。

3 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福井県告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（神田谷地区 農業用排水施設（ため池等整備（防災重点緊急整備型））事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提訴することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和8年 9月1日（火）から
令和8年10月2日（金）まで
- 縦覧に供する場所
福井市農林水産部農村整備課

福井県告示第409号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度（第3次分）を次のとおり公表する。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

森 林 計画区	単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度
			（単位：ha）
越 前	坂 井 地 区	水源かん養保安林	793.41
		土砂流出防備保安林	10.89
		干害防備保安林	0.92
		保健保安林	45.00
		小計	850.22
	福 井 地 区	水源かん養保安林	560.12
		土砂流出防備保安林	24.15
		干害防備保安林	0.92
		保健保安林	85.67
		小計	670.86
	大 野 地 区	水源かん養保安林	2,893.11
		土砂流出防備保安林	178.54
		干害防備保安林	5.64
		保健保安林	162.74
		小計	3,240.03
	足 羽 川 上 流	水源かん養保安林	578.66
		土砂流出防備保安林	24.28
		干害防備保安林	2.08
		保健保安林	26.80
		小計	631.82
	日 野 川	水源かん養保安林	1,090.70
		土砂流出防備保安林	10.76
		干害防備保安林	1.68
		保健保安林	3.38
		小計	1,106.52

若 狭	若 狭 地 区	水源かん養保安林	2,079.68
		土砂流出防備保安林	32.21
		干害防備保安林	17.69
		保健保安林	93.90
		小計	2,223.48
合計			8,722.93

福井県告示第410号

建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の一部を次のように改正し、令和8年9月1日から施行する。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

3(5)中「令和6年3月22日農振第1641号・土管第1837号」を「令和8年3月31日農村第1246号・土管第1882号」に改める。

6(1)イ(ア)を削り、(イ)を(ア)に改める。

6(1)エ(イ)を次のように改める。

(イ) 障がい者支援

障がい者支援への取組の状況

6(1)エに次のように加える。

(ニ) 電子マニフェスト

電子マニフェストの導入

(サ) 県施策への協力

県実施アンケートへの回答

15に次のように加える。

(2) 令和8年福井県告示第410号による改正後の規定は、令和8年度を基準年度とする資格審査から適用し、令和6年度を基準年度とする資格審査については、なお従前の例による。

福井県告示第411号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区 間
一般県道 清水麻生津線	福井県福井市今市町３５字から 福井県福井市今市町３３字まで

２ 指定する期日 令和８年９月１日

３ 通行方法

１の道路を通行する高さが３．８メートルを超え４．１メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(１) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(２) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法０．２３メートル以上、縦寸法０．１２メートル以上（または横寸法０．１２メートル以上、縦寸法０．２３メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(３) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

福井県告示第４１２号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）第１０条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年９月１日

福井県丹南土木事務所長 久野 茂嗣

１ 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

福井県福井市西木田２丁目２番１６号

株式会社アド・ブレイン

代表取締役 熊野 克信

２ 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅 員 (単位：メートル)	延 長 (単位：メートル)
鯖江市桜町二丁目８２８番９	６．００	６８．２５

公 告

「福井県薬剤師総合情報ポータルサイト」構築・運用・保守業務に関する委託先募集について、次のとおり公募型プロポーザルにより実施するので、公告する。

令和８年９月１日

福井県知事 石田 嵩人

１ 提案書の提出を求める事項

(１) 業務名

「福井県薬剤師総合情報ポータルサイト」構築・運用・保守業務

(２) 委託期間

契約締結日から令和１３年３月３１日

※本プロポーザルでは、令和８年度の構築業務および令和８年度以降の運用・保守業務を一体的に評価し契約先候補者を選定するものである。

契約については、別途定める契約区分に従い締結する。また、令和９年度以降の契約については予算成立を条件として令和８年度の契約を締結した事業者と契約を締結する予定である。

(３) 業務内容

仕様書のとおり。

(４) 履行場所

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 等

２ 参加資格要件

提案書を提出することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定する者でないこと。

イ 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けていないこと。

ウ 参加資格認定の日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 提出書類および提出方法等

- (1) 企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

①提出期限

令和8年9月8日（火）17時 必着

②提出方法

電子メールにより提出すること。

③提出先

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

TEL 0776-20-0347

E-mail iyakushokuei@pref.fukui.lg.jp

④提出書類

プロポーザル参加申込書（別紙様式1）および法人概要書（別紙様式2）他、必要書類

※福井県ホームページから取得すること。

- (2) 参加資格審査の結果通知

上記(1)により、プロポーザル参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和8年9月10日（木）までに通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を記載して通知する。

- (3) 提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり提案書を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提案書の提出期限までに提出すること。

①提出期限

令和8年9月18日（金）17時 必着

②提出方法

書面は郵送または持参し、電子データは電子メールにより提出すること。

③提出先

3(1)③に同じ。

④提出書類

提案書一式 書面3部、電子データ1部

4 本業務に関する質問事項

質問は、質問票（別紙様式3）により、令和8年9月8日（火）17時（必着）までに電子メールにより提出すること。提出先は3(1)③に同じ。

質問の回答は令和8年9月10日（木）までに電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

5 契約委託先候補者の選定および選定結果の通知

(1) 提案書の審査

提出された提案書は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は令和8年9月28日（月）を予定しており、提案者によるプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの実施については、提案者に対して個別に、電子メールにより通知する。

(2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた評価基準に基づき、提案書およびプレゼンテーション等の内容について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補として選定する。

評価は、別資料の審査票に基づいて行う。なお、審査の評価基準や配転等に関する質問は、一切受け付けない。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。

6 その他

- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。

- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。ただし、県から追加資料や説明を求められた場合には、その都度、指定する方法により速やかに対応を行うこと。

- (3) 提案に関する経費は全額提案者負担とする。

- (4) 提出された書類は返却しない。

- (5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

- (7) 提案書類作成のために県から入手した資料は、提案書作成以外の目的で使用してはならない。

- (8) 本件に係る福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条第7条に定められた非公開情報を除き、

開示の対象とする。ただし、選考期間中においては、同条第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

- (9) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県家畜保健衛生所 動物用焼却炉更新修繕業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県家畜保健衛生所
福井県福井市大畑町69-10-1
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月16日
- 4 落札者の名称および住所
インシナー工業株式会社
東京都大田区大森北1丁目12-5
- 5 落札金額
115,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年6月2日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和8年8月6日にあわら市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称
あわら市
- 2 作業の種類
公共測量（既成図数値化（地図情報レベル1000）、数値地形図修正（地図情報レ

ベル2500））

- 3 作業の期間
令和8年8月17日から令和9年2月26日まで
- 4 作業の地域
福井県あわら市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

福井県嶺南振興局長 高橋 道男

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
大飯郡高浜町菌部40字西奥田7番1の一部、8番1の一部、9番1の一部、10番1の一部、11番1の一部、12番1の一部、13番1の一部、14番1の一部、15番1の一部、16番1の一部、17番1の一部、18番1の一部、19番1の一部、20番1の一部および7番1地先
- 2 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2
高浜町
町長 西嶋 久勝

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る物品の名称および数量
電動式移動棚購入（図書館）
電動式移動棚 2式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立図書館
福井県福井市下馬町51-11
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月15日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社ビオ
福井市大手2丁目4-26

- 5 落札金額
36,590,180円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年6月2日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る物品の名称および数量
（IT）行政情報ネットワーク端末購入（DX推進課）
行政情報ネットワーク端末 514台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県未来創造部DX推進課
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月15日
- 4 落札者の名称および住所
リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部 福井支社 福井第2営業部
福井県福井市御幸3丁目3-50
- 5 落札金額
103,483,465円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年6月2日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年9月1日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 一般競争入札に係る特定役務の名称および数量
特別支援学校情報通信ネットワーク環境施設更新業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県教育庁教育政策課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月5日
- 4 落札者の名称および住所
NTT西日本株式会社福井支店
福井県福井市日之出2丁目12-5
- 5 落札金額
164,880,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和8年6月23日

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第4号

令和9年度福井県立高志中学校入学選抜に関する募集要項を別冊のとおり定める。

令和8年9月1日

福井県教育委員会